

津幡町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月22日

津幡町教育委員会教育長 吉 田 克 也

津幡町教育委員会規則第10号

津幡町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津幡町教育委員会事務局組織規則（平成12年津幡町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「推進室を」の次に「、生涯教育課に町史編さん準備室を」を加える。

第3条に次の1項を加える。

3 町史編さん準備室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 町史の編さんに関すること。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。